

天皇陛下の 退位に便乗した商法に ご注意ください！

くらしの窓
すぎなみ
臨時172号
平成31年 1月
発行・杉並区立
消費者センター
☎ 03-3398-3141

天皇陛下の退位に便乗してアルバム・掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。消費者の皆様から寄せられた相談事例を紹介します。

相談事例1

一人暮らしの母の家で、分厚い写真集と領収書を見つけた。母に事情を聞くと、「平成の記念に皇室の写真集を購入しないか」との電話勧誘があり、「見ないとわからない」と答えると、「気に入らなければ宅配便で戻せる」と言われ、その後写真集が届いたようだ。代金3万6千円のうち2万4千円を支払い済みで、届いてから日にちが経っているが、返金・返品してもらうことはできるか。



相談事例2

高齢の母が、ダイレクトメールや電話で勧誘を受け、皇室関連の商品を購入していたので、販売した事業者に勧誘を止めるよう求める通知書を送った。その後も、帰省した際に、3万円の皇室カレンダーの購入などを勧める電話がかかっているとのことだった。母は断っているものの、どこまで断りきれるか心配だ。勧誘を止めてほしい。

「消費者庁 イラスト集より」

《裏面に続く》

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

皆様へのアドバイス



「消費者庁 イラスト集より」

★商品が必要ないと思ったらはっきりと断りましょう。

電話勧誘を避けたい場合は、留守番電話機能の設定や発信番号表示サービスを利用して、発信者を確認してから電話にできるようにしましょう。

★地域包括支援センター（ケア24）に相談してみよう。

高齢者のみの世帯で判断力の低下が見受けられるなどの心配事や困り事がありましたら高齢者が住んでいる地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター（ケア24）とは
高齢者の方が、身の周りのことで不自由を感じた時や家族の介護のことで困った時に相談できる身近な窓口です。

保健福祉部高齢者在宅支援課地域支援係

03-3312-2111（代表）

消費者センターにご相談ください。

2019年の改元に合わせて、「平成の記念に」などといった皇室関連商品の勧誘が今後も続くことが予想されます。

商品が送られてきたなど、困った時には消費者センターに相談してください。



「消費者庁 イラスト集より」

（参考 東京暮らし WEB ・国民生活センター）

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階